災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成23年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第85号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年岩手県条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前 別表				改正後 別表 <u>(第6条関係)</u>						
			別							
等級 倍数 身体障害					倍 数	身体障害				
1級	[略]	1・2 [略]		1級	[略]	1・2 [略]				
		3 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの				3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常				
						に介護を要するもの				
		4 [略]				4 [略]				
		5 半身不随となったもの								
		<u>6</u> 両上肢をそれぞれ <u>ひじ関節</u> 以上で失ったもの				<u>5</u> 両 <u>上肢</u> をそれぞれ <u>肘関節</u> 以上で失ったもの				
						<u>6</u> 両 <u>上肢</u> が用をなさなくなったもの				
						<u>7</u> 両 <u>下肢</u> をそれぞれ <u>膝関節</u> 以上で失ったもの				
						8 両下肢が用をなさなくなったもの				
2級		1・2 [略]		2級		 1・2 [略]				
						3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随				
						時介護を要するもの				
						4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護				
						を要するもの				
		3 両 <u>上肢</u> をそれぞれ <u>腕関節</u> 以上で失ったもの				<u>5</u> 両 <u>上肢</u> をそれぞれ <u>手関節</u> 以上で失ったもの				
						6 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの				
3級		1・2 [略]		3級		1・2 [略]				
		3 精神に著しい障害を残し、終身労務に服すること				3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終				

	ができないもの		身労務に服することができないもの
			4 「略]
	5 両手のすべての指を失ったもの		5 両手の全ての指を失ったもの
4級	1・2 [略]	4級	1 • 2 [略]
	3 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力が全く		3 両耳の聴力が全く失われたもの
	失われたもの		
	4 1 <u>上肢</u> を <u>ひじ関節</u> 以上で失ったもの		4 1 <u>上肢</u> を <u>肘関節</u> 以上で失ったもの
	5 1 <u>下肢</u> を <u>ひざ関節</u> 以上で失ったもの		5 1 <u>下肢を膝関節</u> 以上で失ったもの
	6 両手の <u>すべて</u> の指が用をなさなくなったもの		6 両手の <u>全て</u> の指が用をなさなくなったもの
	7 [略]		7 [略]
5級	1 [略]	5級	1 [略]
			2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特
			に軽易な労務以外の労務に服することができないも
			<u>Ø</u>
			3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易
			<u>な労務以外の労務に服することができないもの</u>
	<u>2</u> 1 <u>上肢</u> を <u>腕関節</u> 以上で失ったもの		<u>4</u> 1 <u>上肢</u> を <u>手関節</u> 以上で失ったもの
	<u>3</u> 1 <u>下肢</u> を足関節以上で失ったもの		<u>5</u> 1 <u>下肢</u> を足関節以上で失ったもの
	$\underline{4}$ 1 <u>上肢</u> が用をなさなくなったもの		$\underline{6}$ 1 上肢が用をなさなくなったもの
	$\underline{5}$ 1 \underline{rk} が用をなさなくなったもの		$\underline{7}$ 1 $\underline{\mathrm{r}}\underline{\mathrm{b}}$ が用をなさなくなったもの
	<u>6</u> 両足の <u>すべて</u> の指を失ったもの		<u>8</u> 両足の <u>全て</u> の指を失ったもの
6級	1・2 [略]	6級	1・2 [略]
	3 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳		3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解すること
			ができない程度に減じたもの
	に減じたもの		
			4 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が
			40センチメートル以上の距離では普通の話声を解す

	4 <u>脊柱</u> に著しい <u>奇形</u> 又は運動障害を残すもの 5 1 上肢の3 大関節のうちのいずれか2 関節が用をなさなくなったもの 6 1 下肢の3 大関節のうちのいずれか2 関節が用をなさなくなったもの 7 おや指及びひとさし指をあわせ片手の4本の指を失ったもの		ることができない程度に減じたもの 5 脊柱に著しい変形 又は運動障害を残すもの 6 1 上肢の3 大関節のうちのいずれか2関節が用をなさなくなったもの 7 1 下肢の3 大関節のうちのいずれか2関節が用をなさなくなったもの 8 片手の全ての指を失ったもの又はおや指をあわせ片手の4本の指を失ったもの
7級	1 [略] 2 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が40	7級	1 [略] 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普
	センチメートル以上では普通の話声を解することが		通の話声を解することができない程度に減じたもの
	できない程度に減じたもの		
			3 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が
			1メートル以上の距離では普通の話声を解すること
			ができない程度に減じたもの
	3 精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服す ることができないもの		4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
	<u>4</u> [略]		
	5 片手のおや指及びひとさし指を失ったもの又はお		6 おや指をあわせ片手の3本の指を失ったもの又は
	ー や指 <u>若しくはひとさし指</u> をあわせ片手の3本 <u>以上</u> の		おや指以外の片手の4本の指を失ったもの
	指を失ったもの		
	<u>6</u> おや指 <u>及びひとさし指</u> をあわせ片手の4本の指が		7 片手の全ての指が用をなさなくなったもの又はお
	用をなさなくなったもの		や指をあわせ片手の4本の指が用をなさなくなった
	- Ente 3		\$0
	<u>7</u> [略]		8 [略]
			9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すも
			$\frac{\mathcal{O}}{}$

1 1 1		1 1 1	
			10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すも
			<u>Ø</u>
	8 両足の <u>すべて</u> の指が用をなさなくなったもの		<u>11</u> 両足の <u>全て</u> の指が用をなさなくなったもの
	<u>9</u> <u>女子の外貌</u> が著しく醜くなったもの		<u>12</u> <u>外貌</u> が著しく醜くなったもの
	10 [略]		13 [略]
8級	1 [略]	8級	1 [略]
	2 <u> </u>		2 <u>脊柱</u> に運動障害を残すもの
	3 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務		
	以外の労務に服することができないもの		
	4 おや指をあわせ片手の2本の指を失ったもの		3 おや指をあわせ片手の2本の指を失ったもの又は
			おや指以外の片手の3本の指を失ったもの
	5 片手のおや指及びひとさし指が用をなさなくなっ		4 おや指をあわせ片手の3本の指が用をなさなくな
	<u>たもの又は</u> おや指 <u>若しくはひとさし指</u> をあわせ片手		ったもの又はおや指以外の片手の4本の指が用をな
	の3本 <u>以上</u> の指が用をなさなくなったもの		<u>さなくなったもの</u>
	<u>6</u> 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの		<u>5</u> 1 <u>下肢</u> を5センチメートル以上短縮したもの
	<u>7</u> 1 <u>上肢</u> の3大関節のうちのいずれか1関節が用を		<u>6</u> 1 <u>上肢</u> の3大関節のうちのいずれか1関節が用を
	なさなくなったもの		なさなくなったもの
	8 1 <u>下肢</u> の3大関節のうちのいずれか1関節が用を		<u>7</u> 1 <u>下肢</u> の3大関節のうちのいずれか1関節が用を
	ー なさなくなったもの		なさなくなったもの
	9 1 上肢に仮関節を残すもの		<u>8</u> 1 <u>上肢</u> に <u>偽関節</u> を残すもの
			<u>9</u> 1 <u>下肢</u> に <u>偽関節</u> を残すもの
			<u>10</u> 片足の <u>全て</u> の指を失ったもの
	12 脾臓又は一方の腎臓を失ったもの		
9級	1~6 [略]	9級	1~6 [略]
			7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の
			話声を解することができない程度に減じたもの
			8 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解す
1 1 1	ı	1 1 1	

		1 1	
			<u>ることができない程度に減じ、他方の耳の聴力が</u>
			1メートル以上の距離では普通の話声を解するこ
			とが困難である程度に減じたもの
	7 鼓膜の全部の欠損その他により一方の耳の聴力が		9 一方の耳の聴力が全く失われたもの
	全く失われたもの		
			10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服する
			ことができる労務が相当な程度に制限されるもの
			11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することが
			できる労務が相当な程度に制限されるもの
	8 片手のおや指を失ったもの、ひとさし指をあわせ		12 片手のおや指を失ったもの又はおや指以外の片手
	<u>片手の2本の指を失ったもの</u> 又はおや指 <u>及びひとさ</u>		の <u>2本</u> の指を失ったもの
	<u>し指</u> 以外の片手の <u>3本</u> の指を失ったもの		
	9 おや指をあわせ片手の2本の指が用をなさなくな		13 おや指をあわせ片手の2本の指が用をなさなくな
	ったもの		ったもの又はおや指以外の片手の3本の指が用を
			なさなくなったもの
	10 [略]		<u>14</u> [略]
	<u>11</u> 片足の <u>すべて</u> の指が用をなさなくなったもの		<u>15</u> 片足の <u>全て</u> の指が用をなさなくなったもの
			16 外貌が相当程度醜くなったもの
	12 [略]		<u>17</u> [略]
10級	1 [略]	10級	1 [略]
			2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの
	2 [略]		<u>3</u> [略]
	3 [略]		<u>4</u> [略]
			5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の
			話声を解することが困難である程度に減じたもの
	4 鼓膜の大部分の欠損その他により一方の耳の聴力		<u>6</u> 一方の耳の聴力が <u>耳</u> に接しなければ大声を解する
	が耳殻に接しなければ大声を解することができない		ことができない程度に減じたもの

11級	程度に減じたもの 5 片手のひとさし指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の2本の指を失ったもの 6 片手のおや指が用をなさなくなったもの、ひとさし指をあわせ片手の2本の指が用をなさなくなったもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の3本の指が用をなさなくなったもの 7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの8 [略] 9 1上肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの10 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの1~3 [略] 4 鼓膜の中等度の欠損その他により一方の耳の聴力が40センチメートル以上では普通の話声を解することができない程度に減じたもの5 禁柱に奇形を残すもの6 片手のなか指又はくすり指を失ったもの7 片手のひとさし指が用をなさなくなったもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の2本の指が用をなさなくなったもの	11級	7 片手のおや指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の2本の指が用をなさなくなったもの 8 1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの9 [略] 9 [略] 10 1 上肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1 下肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの 1~3 [略] 4 10本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの
	<u>なさなくなったもの</u> <u>8</u> [略]		<u>9</u> [略]

	9 胸腹部臓器に障害を残すもの		10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相
			当な程度の支障があるもの
12級	1~3 [略]	12級	1~3 [略]
	4 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの		4 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの
	5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著		5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著
	しい <u>奇形</u> を残すもの		しい <u>変形</u> を残すもの
	6 1 <u>上肢</u> の3大関節のうちのいずれか1関節の機能		6 1 <u>上肢</u> の3大関節のうちのいずれか1関節の機能
	に障害を残すもの		に障害を残すもの
	7 1 <u>下肢</u> の3大関節のうちのいずれか1関節の機能		7 1 <u>下肢</u> の3大関節のうちのいずれか1関節の機能
	に障害を残すもの		に障害を残すもの
	8 長管状骨に <u>奇形</u> を残すもの		8 長管状骨に <u>変形</u> を残すもの
			9 片手のこ指を失ったもの
	9 片手のなか指又はくすり指が用をなさなくなった		<u>10</u> 片手の <u>ひとさし指、</u> なか指又はくすり指が用をな
	もの		さなくなったもの
	10 片足の第2足指を失ったもの又は片足の第3足指		11 片足の第2足指を失ったもの、第2足指をあわせ
	以下の3本の指を失ったもの		片足の2本の指を失ったもの又は片足の第3足指以
			下の3本の指を失ったもの
	<u>11</u> [略]		12 [略]
	<u>12</u> 局部に <u>満固な</u> 神経症状を残すもの		13 局部に <u>頑固な</u> 神経症状を残すもの
	<u>13</u> <u>男子の外貌</u> が <u>著しく</u> 醜くなったもの		<u>14</u> <u>外貌</u> が醜くなったもの
	14 女子の外貌が醜くなったもの		
13級	1 [略]	13級	1 [略]
			2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの
	<u>2</u> [略]		3 [略]
	<u>3</u> [略]		<u>4</u> [略]
			5 5本以上の歯に歯科補綴を加えたもの
			6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの

	5 [略]
	- 6 片手のひとさし指の指骨の一部を失ったもの
	7 片手のひとさし指の末関節を屈伸することができ
	なくなったもの
	8 1 <u>下肢</u> を1センチメートル以上短縮したもの 9 [略]
	<u>足指</u> をあわせ片足の2本の指が用をなさなくなった
	もの又は片足の第3足指以下の3本の指が用をなさ
	なくなったもの
14級	1・2 [略]
	3 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜い <u>あ</u> とを残すもの
	4 <u>下肢</u> の露出面にてのひら大以上の大きさの醜い <u>あ</u> とを残すもの
	6 片手のおや指及びひとさし指以外の指の指骨の一
	部を失ったもの
	7 片手のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を
	屈伸することができなくなったもの
	8・9 [略]
	10 男子の外貌が醜くなったもの

7	片手の) ~ 指 ?	い用を	かさ	100	tr-	1-	t,	T

8 [略]

- 9 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの
- 10 [略]
- 11 片足の第2足指が用をなさなくなったもの、<u>第2</u> <u>足指</u>をあわせ片足の2本の指が用をなさなくなった もの又は片足の第3足指以下の3本の指が用をなさ なくなったもの

| 1 • 2 「略]

- 3 一方の耳の聴力が1メートル以上の距離では小声 を解することができない程度に減じたもの
- <u>4</u> <u>上肢</u>の露出面にてのひら大以上の大きさの醜い<u>痕</u> を残すもの
- <u>5</u> <u>下肢</u>の露出面にてのひら大以上の大きさの醜い<u>痕</u> を残すもの
- 6 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失ったもの
- 7 片手のおや指以外の指の<u>遠位指節間関節</u>を屈伸することができなくなったもの
- 8 9 [略]

備考

1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるもの

1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるもの

14級

については、矯正視力によって測定する。

- 2 手の指を失ったものとは、おや指は<u>指関節</u>、その他の指は<u>第1指関節</u> 以上を失ったものをいう。
- 3 手の指が用をなさなくなったものとは、指の<u>末節</u>の半分以上を失い、 又は中手指節関節若しくは<u>第1指関節</u>(おや指にあっては<u>指関節</u>)に著 しい運動障害を残すものをいう。
- 4 「略]
- 5 足の指が用をなさなくなったものとは、第1足指は<u>末節</u>の半分以上、 その他の指は<u>末関節</u>以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは<u>第1</u> 指関<u>節</u>(第1足指にあっては<u>指関節</u>)に著しい運動障害を残すものをい う。
- 6 「略]

については、矯正視力によって測定する。

- 2 手の指を失ったものとは、おや指は<u>指節間関節</u>、その他の指は<u>近位指</u> 節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手の指が用をなさなくなったものとは、指の<u>末節骨</u>の半分以上を失い 、又は中手指節関節若しくは<u>近位指節間関節</u>(おや指にあっては<u>、指節</u> <u>間関節</u>)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 [略]
- 5 足の指が用をなさなくなったものとは、第1足指は<u>末節骨</u>の半分以上、その他の指は<u>遠位指節間関節</u>以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは<u>近位指節間関節</u>(第1足指にあっては<u>、指節間関節</u>)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が 生じた障害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた障害補償については、なお従前の例による。